

スタンドバイ・クレジット制度スタート!

昨年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行されたことにより、日本公庫中小企業事業において、「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」の取扱いがスタートしました。

今号では、この「スタンドバイ・クレジット制度」の概要について、制度化の背景や本制度ご利用のメリットとともに、ご紹介いたします。

スタンドバイ・クレジット制度とは

本制度は、中小企業のお客さま（国内親会社）の海外支店または海外現地法人（以下「海外現地法人等」といいます）が、海外現地で、現地流通通貨を調達していただけるよう創設された制度です。具体的には、公庫が提携する海外金融機関に対して信用状を発行することで、海外現地法人等による当該海外金融機関からの円滑な現地流通通貨の調達を支援するということです（図表1）。

本制度に係る海外金融機関との提携第1号として、昨年9月にタイ最大の商業銀行であるバンコック銀行と業務提携契約を結び、本制度の運用をタイからスタートしました。同

行は、日系企業部（ジャパンドレスク）に日本人スタッフが多数在籍するなど日系企業向けサービスが充実しており、お客さまの利便性がとても高い銀行です。

制度化の背景

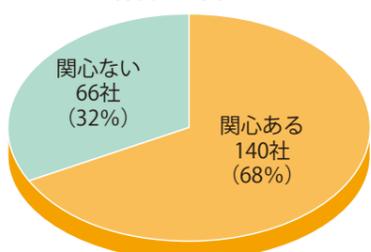
公庫はお客さまの海外展開のための資金ニーズに対し、これまで「海外展開資金」により積極的に支援してきており、お客さまのご利用実績も大幅に上がっております（10年度25社、18億円→11年度510社、395億円）。「海外展開資金」では、お客さまの海外展開に向けた事前調査・手続きに必要な費用から、海外現地法人等への出資金や貸付金（親子ローン）、海外での災害からの復旧費用まで、海外展開に関係する資金ニーズに幅広くお応えしています。

一方、お客さまの海外での事業活動が本格化すると、決済資金として現地通貨の必要性が高まったり、経

営の現地化に伴い資金調達も一部現地化しようとする機会が高まったりと、「海外展開資金」では必ずしも対応しきれないお客さまのニーズが出てきたのも事実です。

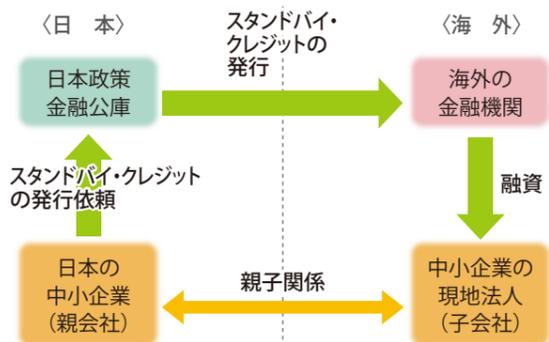
本制度は、まさにこれらのニーズに応えるために新たに制度化されたもので、お客さまからも高い関心が寄せられているところです。昨年8～9月に実施した当公庫中小企業事業の「取引先海外現地法人の資金ニーズ等調査」によると、今後（12年10月以降）の資金導入予定について「ある」と回答したお客さまのうち、公庫の実施する「スタンドバイ・クレジット制度」に「関心ある」と回答したお客さまは7割近くに達しています（図表2）。

図表2 資金導入予定がある海外現地法人における公庫のスタンドバイ・クレジット制度への関心



出所：日本政策金融公庫中小企業事業「取引先海外現地法人の資金ニーズ等調査」（2012年8～9月）

図表1 スタンドバイ・クレジット制度



今後の展開

本制度がお客さまにとってさらに利用しやすいものになるよう、引き続き対象国の拡大や、提携金融機関との連携の強化を図っていく方針です。

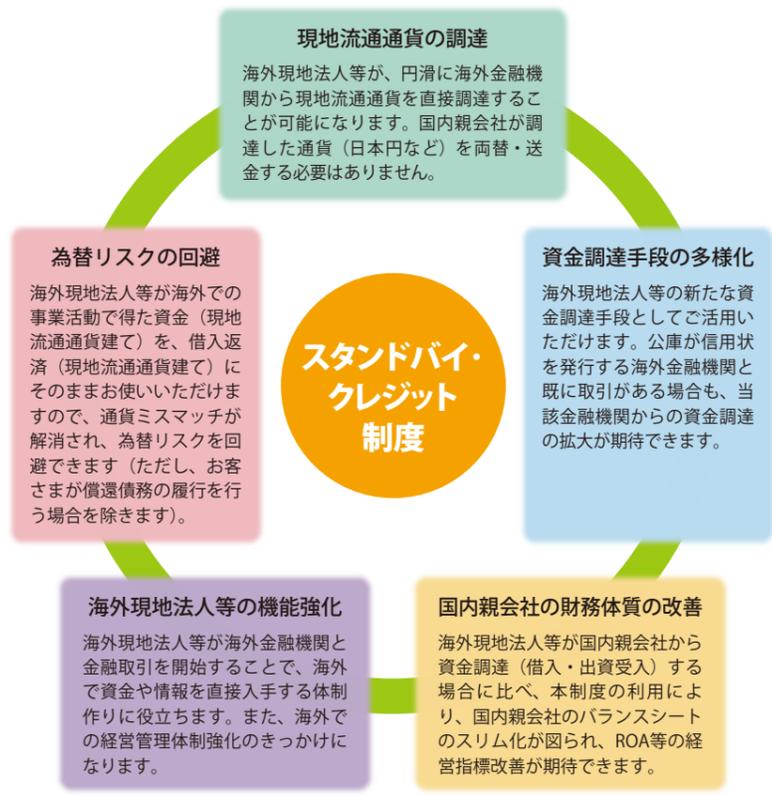
具体的には、お客さまの進出先として上位の中国やアセアン諸国を中心に、お客さまのニーズを踏まえつ

つ、海外金融機関との提携を順次拡大してまいります。

また、今般取扱いを開始したタイについては、日本・タイ両国内できめ細かくスムーズな対応ができるよう、提携しているバンコック銀行の日系企業部（ジャパンドレスク）に当公庫職員を派遣することを検討中です。

今後の「スタンドバイ・クレジット制度」の展開に、ぜひご期待ください。（国際業務部）

図表3 本制度ご利用のメリット



【制度概要】	
【ご利用いただけるかた】	<ul style="list-style-type: none"> ■新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けたかた ■新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定（変更認定を含む）を受けたかた ■地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定（変更認定を含む）を受けたかた ■農工商等連携事業活動促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定（変更認定を含む）を受けたかた <p>※なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、お客さまが経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画においてお客さまと共同で事業を行うこととされている先に限ります。</p> <p>〈ご利用条件〉※詳しくは最寄りの支店窓口までお問い合わせください。</p>
信用状の発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ●補償限度額：1法人あたり4億5千万円（①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は、国内親会社毎に4億5千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は、当該法人毎に4億5千万円が補償限度額となります。） ●補償条件：海外金融機関からの請求による支払い ●信用状有効期間：1年以上6年以内 ●適用ルール：UCP600（国際商業会議所による信用状統一規則）に準拠
信用状制度の利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ●補償料率：信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の利率が適用されます。 ●補償料の支払方法：信用状の発行前に一括前払い ●連帯保証人：国内親会社の経営責任者のかた ●担保：原則として根抵当権の設定が必要です。 ●償還債務の金額：公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額
海外でのお借入れ条件	<ul style="list-style-type: none"> ●融資条件（期間・返済方法・金利等）の詳細については、海外金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。 ●融資金額及び通貨：信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て ●資金使途：承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金 ●融資期間：1年以上5年以内 <p>■提携している海外金融機関（対象国/対象通貨） ○バンコック銀行（タイ王国/タイバーツ） ※なお、海外金融機関との提携は順次拡大予定です。</p>

株式会社池田製作所 代表取締役 **池田 光男氏**



2012年9月にタイで発足した「日本公庫タイ懇話会」の代表幹事に当社タイ現地法人が就任

公庫による新たな海外展開支援制度がスタートしたことを、歓迎します。政府系金融機関である日本公庫の保証があれば安心して現地で資金調達ができますし、プロパーでの調達に比べれば条件面でも有利と伺っていますので、大いに期待しています。

当社も早速、公庫の支店に利用を申し込みました。

バンコック銀行 執行副頭取（日系企業取引統括） **小澤 仁氏**



このたびの日本公庫との業務提携は、当行にとって非常に有意義なことと考えております。これにより、日本全国の公庫お取引先中小企業のタイ現地法人に対し、迅速かつ低金利での融資を提案させていただくことが可能となりました。当行はタイ最大の銀行として、融資の他、各種金融サービスや各種情報提供などでも、充実したメニューを幅広く提供しております。公庫お取引先の皆さまからのご相談をお待ちしております。